資料２－２

自由民主党愛知県支部連合会会長　様

自由民主党愛知県選出国会議員　様

都市自治体にかかる平成２８年度税制改正について

下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

○ 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

○ 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等

消費税率（国・地方）１０％段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の７割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成２８年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

○ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、１８歳未満、７０歳以上及び障がい者並びに国体ゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

平成２７年１１月２１日

愛知県市長会

会長　春日井市長　　伊　藤　　太